

重要事項説明書

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

(令和8年4月1日現在)

1. 事業所の名称

事業所の名称	済生会豊浦ケアセンター 介護老人保健施設ひびき苑（令和8年4月1日開設） 介護保険事業所番号 〈3550180156〉
所在地	〒759-6302 山口県下関市豊浦町大字小串10007番地の3
運営主体	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部山口県済生会
施設長	阪田 健介
電話番号	TEL 083-772-2231 FAX 083-772-4605

2. 通所リハビリテーションの目的と運営方針

(1) サービスの目的

要支援、要介護状態となった利用者が、能力に応じた日常生活ができるよう、必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持・改善・状態悪化の予防を図ります。

(2) 運営方針

利用者の自立を支援し、在宅での豊かな生活ができるよう援助します。
家族や地域との結びつきを大切に、在宅生活を応援します。

3. 老人保健施設「ひびき苑」の職員体制と勤務体制

	介護老人保健施設	通所リハビリ	業務内容
医師	1名以上(非常勤)		利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
薬剤師	1名以上(非常勤)		医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する。
管理栄養士	1名以上(常 勤)		利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
支援相談員	1名以上(常 勤)		利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図る他、ボランティアの指導を行う。
事務職員	1名以上(常 勤)		介護報酬請求等の事務全般

介護支援専門員	1名以上(常勤)		施設サービス計画を作成し、定期的にモニタリングを行う。他職種共同で、利用者の施設サービス計画の見直しを行う。
作業療法士	5名以上(常勤・非常勤)		医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
理学療法士			
看護師	7名以上(常勤) 1名以上(非常勤)		医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
介護職員	10名以上(常勤)	5名以上(常勤)	利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
運転手		2名以上(委託)	送迎車両の運転

【日勤】 8:30から17:15 (看護・介護・療法士・・・4～7名)

4. 施設サービスの概要

(1) サービス提供時間と定員

ご利用定員	35名(介護予防を含む)	月～土
サービス提供可能な時間帯	8:30～17:15	
※送迎を希望される方は送迎の時間により、提供時間は異なります。		

日曜、年末年始のサービス提供はお休みとなります。

(2) 通常の事業の実施地域 下関市豊浦町内

(3) 施設概要

主な設備	備 考
食 堂	昼食及びおやつを準備しています。 車椅子、歩行器等のご利用を可能にしています。
機能訓練室	機能訓練等行います。
レクリエーションルーム	談話コーナー、テレビ鑑賞、娯楽コーナー
浴 室	一般浴槽は1階、特殊浴槽は2階にあります。
和 室	休憩室としてもご利用になれます。
中 庭	散歩や園芸が楽しめます。

(4) サービスの内容

種 類	内 容
通所リハビリ計画の立案	居宅介護計画書を元に通所リハビリテーションの目標、サービスの内容等について、計画を作成します。
生活指導	日常生活の自立支援を行い、家庭でのリハビリテーション及び介護方法等の助言、指導を行います。
機能訓練	通所者の状況にあった心身の機能維持、改善が図れるように計画し、実行いたします。
個別リハビリテーション	理学療法士及び作業療法士により、利用者の状況にあったリハビリテーション評価・計画を行い、実用歩行、及び日常生活の向上を目指した訓練を行います。
食 事 栄養管理	栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮した、バラエティに富んだ食事を提供します。 食事時間： 昼食 12:00 栄養マネジメント等、栄養状態の管理・摂食状況の把握等や、口腔ケアの指導を行います。
入 浴	一般浴槽を利用して入浴します。必要な方には、介助・支援します。入浴が一般浴槽では困難な方には、特殊浴槽での入浴をします。
健康管理	健康状態の確認をします。 通所者の状態から、当苑でのサービスの提供が困難と判断した時は、当日のご利用は終了となります。診療等の必要がある場合は、掛かりつけ医等にご相談ください。
送 迎	専用車により、利用者の自宅まで送迎します。
その他	レクリエーション行事の企画も行っています。

5. 利用料金

別紙 利用料金表を参照下さい。

(1) お支払い方法

利用料は毎月「月末締め」とし、請求書の発行は翌月の10日頃となります。	
口座振替（引落）	山口銀行・ゆうちょ銀行 毎月20日（手数料は施設負担） その他の銀行 毎月26日（手数料は施設負担）
振込（山口銀行）	お振込みは、必ず利用者名でお願いします。 ※手数料は、ご本人負担となります。
領収書	口座振替・振込確認後に領収書を発行いたします。

6. 緊急時の対応または事故発生時の対応

利用者の症状に急変が生じた場合あるいは事故等により救急を要す場合は、速やかに必要な措置を講じます。

- ・ 家族及び介護者の連絡
- ・ 医療機関への対応
- ・ 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）への連絡

※事故発生時は、加えて市町村（介護保険課）へ連絡いたします。

又、アクシデントにより当施設利用中に損害賠償が発生する事故が生じた場合は、損害賠償責任を速やかに遂行いたします。但し、利用者の過失による場合は損害賠償いたしません。尚、当事業所は下記傷害保険に加入しています。

株式会社全老健共済会（三井住友海上火災保険株式会社）

7. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「防災避難計画」により対応します。
防災訓練	別途定める「防災避難計画」にのっとり、年2回以上の避難訓練を実施いたします。
業務継続計画	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画により行動します。

8. 当施設のご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪者は必ず、その都度、事務室職員に届け出てください。
設備・器具の利用	本来の用法に従ってご利用ください。用法に従わず破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙、飲酒はできません。
迷惑行為 等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。
その他	ペットの持ち込みは、ご遠慮下さい。

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10. 虐待の防止について

1. 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為に、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会の設置
- (2) 虐待防止の為の指針を整備
- (3) 虐待を防止する為の定期的な研修を実施

虐待の防止に係る責任者

所 長 阪田 健介

虐待の防止に係る担当者

看護介護長 藤田美佐江

1 1. 通所サービスについての支援相談

介護老人保健施設「ひびき苑」・通所リハビリテーション（デイケア）は、在宅サービスの一環として、リハビリテーションと在宅生活支援を目指します。又、利用しやすい通所サービスが提供できるように、支援相談員が下記のような内容でご相談をお受けしています。

- ① 通所リハビリテーション（デイケア）についてのご相談
- ② サービス等に関する、要望や苦情について
- ③ その他 行政手続きやお支払いの相談等

尚、ご相談の過程で皆様のプライバシーに立ち入らせていただくこともあるかと思いますが、秘密は厳守いたします。

1 2. 苦情処理の窓口及び担当者

苦情相談窓口

何かお困りの内容がありましたらお気軽にご相談ください。

支援相談員：中林 徹明

〒759-6302 山口県下関市豊浦町大字小串 10007-3

済生会豊浦ケアセンター 介護老人保健施設 ひびき苑

TEL:083-772-2231

FAX:083-772-4605

要望や苦情等は、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

その他の苦情相談窓口

○下関市役所介護保険課事業者係

下関市南部町1番1号(本庁舎西棟2階A3窓口)

TEL:(083)231-1371 FAX:(083)231-2743

受付日時 AM8:30~PM5:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

○山口県国民健康保険団体連合会

山口市大字朝田 1980-7

TEL:(083)995-1010 FAX:(083)934-3665

受付日時 AM9:00~PM5:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

